

令和 8 年 9 月 2 5 日
環 境 政 策 部
清掃・リサイクル推進課

不燃ごみの全量資源化について

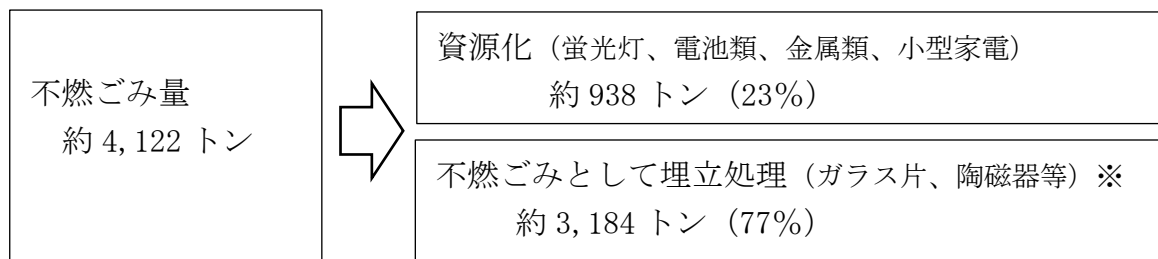
1 主旨

不燃ごみの全量資源化については、令和 7 年 2 月 4 日に開催した区民生活常任委員会にて、令和 9 年 4 月より実施する旨を報告し、この間、その準備を進めてきたところである。

一方で、世田谷区の人口規模から出る不燃ごみの量を引き渡すに際し、規模や方法など、検討する課題もあった。この度、不燃ごみの全量資源化について、これまでの収集方法を変えず、区民にも影響を与えることなく実施できる見通しが立ったので、予定通り令和 9 年 4 月より実施する旨を報告するものである。

2 不燃ごみの状況

(1) 世田谷区の不燃ごみの状況（令和 7 年度）



※ 清掃一組の処理施設で破碎して鉄・アルミ等を取り除いたのち、最終処分場に埋立処理

(2) 23 区の状況

23 区中 8 区（中央区、江東区、板橋区、北区、豊島区、中野区、足立区、荒川区）が不燃ごみの概ね 90% 以上を資源化しており、世田谷区の資源化率 23% は 23 区中 15 位となっている。

3 不燃ごみの全量資源化

(1) これまで資源化できていなかった 77% 相当を含む不燃ごみ全量の資源化を民間事業者へ委託して実施することにより、資源循環のさらなる促進と新たな確保が困難となっている最終処分場の延命化を図る。

実施にあたっては、売却が可能な一部のリチウムイオン電池等は、専門の資源化事業者による資源化を行い、他のものについて、一括して、同一事業者へ委託し、全量資源化を行うものである。

【不燃ごみの主な品目と再生利用用途】

	品目	再生利用用途（例）
新たに資源化する品目	ガラス片、陶磁器等	路盤材等（※1）
これまでも資源化していた品目	蛍光灯	金属・ガラス・水銀
	乾電池	鉄・亜鉛・マンガン
	金属類	金属（鉄・アルミ等）
	小型家電	金属・プラスチック
	リチウムイオン電池等（※2）	コバルト・ニッケル・金属

- ※1 細かく破碎して砂状に加工。道路舗装時に舗装の支持力や排水性を確保するために使用
- ※2 リチウムイオン電池等の一部は別の資源化事業者と契約

(2) ごみの分別・排出方法

区が収集した後の処理方法等の変更であり、区民等によるこれまでの不燃ごみの分別・排出方法に影響はないため、分別等に関する周知は予定していない。

なお、スプレー缶やリチウムイオン電池等火災の危険がある排出物に関しては、引き続き別袋に分けて排出いただくことを区民へ周知していく。

(3) 区民への周知啓発

不燃ごみの全量資源化の実施にあたっては、さらなる資源循環の促進と最終処分場の延命化といった事業の目的・効果を区のおしらせをはじめ、全戸配布を行っている資源とごみの収集カレンダーなどの媒体を通じて広く周知していくとともに、区内小学校等において実施している環境学習で取組みを紹介するなど子どもを含めた幅広い世代への発信に取り組んでいく。

4 令和9年度に向けた事前準備

- (1) この間、事業実施時期について事業者ヒアリングを行い、資機材や人員の準備の都合上、年度途中ではなく、年度当初の4月より実施することが適当であると指摘をもらっている。また、現在の資源化事業者との契約が令和8年度末で満了すること、他自治体においても資源化に向けた動きもあることから、令和9年4月より、実施することが適切である。
- (2) 令和9年4月より実施する場合は、再資源化事業者の受け入れヤードの準備や搬入にあたり配慮が必要な品目に関する調整等が必要となることから、令和8年12月には資源化事業者の候補者を決めておく必要があり、公募期間や選定期間を考慮すると10月上旬より公募を開始する必要がある。
- (3) 公募を開始するにあたり、区側として算定した約4億7,800万円/年（資源化処理委託経費。資源売払益の相殺分を含む）を、見込み額として提示する。今後、区側の予算編成過程での変更及び令和9年度予算の配当を停止条件とした上で、公募を行う。

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年	10月	資源化事業候補者の公募
	12月	資源化事業候補者決定（プロポーザル方式）
令和9年	4月	不燃ごみ全量資源化開始